

地方独立行政法人京都市立病院機構会計規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 経理責任者、会計伝票及び帳簿等（第5条～第9条）
- 第3章 予算（第10条～第14条）
- 第4章 金銭等の出納（第15条～第26条）
- 第5章 資金（第27条・第28条）
- 第6章 資産（第29条～第35条）
- 第7章 負債及び資本（第36条・第37条）
- 第8章 契約（第38条～第45条）
- 第9章 決算（第46条～第49条）
- 第10章 内部監査（第50条）
- 第11章 役職員の賠償責任（第51条～第53条）
- 第12章 雑則（第54条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第45条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、その業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、財政状態及び経営成績を明らかにすることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 法人の財務及び会計に関しては、法その他の関係法令並びに地方独立行政法人京都市立病院機構定款（以下「定款」という。）及び地方独立行政法人京都市立病院機構業務方法書に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（年度所属区分の決定）

第3条 法人の資産、負債及び資本の増減並びに収益及び費用は、その原因となる事実が発生した日の属する事業年度（以下「年度」という。）により所属する年度を区分する。ただし、その日を決定することが困難である場合は、その原因となる事実を確認した日の属する年度による。

（会計単位及び経理単位）

第4条 法人の会計単位は、一つとする。

2 当該会計単位は、京都市立病院、京都市立京北病院及び京都市京北介護老人保健施設

を各々の単位（以下「経理単位」という。）に区分して経理する。

第2章 経理責任者、会計伝票及び帳簿等

（経理責任者）

第5条 各経理単位の経理の責任者（以下「経理責任者」という。）は、病院にあっては病院の長、介護老人保健施設にあっては当該施設の長とする。

2 経理責任者に交替があったときは、別に定めるところにより、経理事務の引継ぎを行わなければならない。

3 前項の規定は、経理責任者の命を受けて経理の実務を行う経理担当者（以下「経理担当者」という。）について準用する。

（勘定科目）

第6条 法人の取引は、別に定める勘定科目により整理するものとする。

（会計伝票）

第7条 法人の取引は、すべて会計伝票により処理するものとする。

2 会計伝票に係る取引に関する証拠書類は、当該伝票と相互に照合が可能な方法により整理保存しなければならない。

3 前項の証拠書類は、契約書、納品書、請求書その他これらに類する書類とする。

（会計帳簿）

第8条 経理責任者は、次の各号に定める会計に関する帳簿（以下「会計帳簿」という。）を備え、必要な事項を整然かつ明瞭に記録し、保存しなければならない。

(1) 総勘定元帳

(2) 補助帳簿

ア 金銭出納簿

イ 固定資産台帳

ウ 予算差引簿

エ その他債権債務及び財産の管理に必要な帳簿

（保存期間等）

第9条 第7条の会計伝票及び証拠書類その他経理に関する書類（以下「会計伝票等」という。）並びに会計帳簿の保存期間は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

(1) 財務諸表、決算報告書及び総勘定元帳 10年

(2) 会計伝票、補助帳簿その他の経理に関する書類 7年

2 会計伝票等及び会計帳簿の作成及び保存は、電子媒体によることができる。

3 第1項の保存期間の起算日は、毎事業年度終了日の翌日とする。

第3章 予算

(予算の編成)

第10条 理事長は、毎事業年度の予算編成要領を策定し、経理責任者に通知する。

2 経理責任者は、前項の通知を受けたときは、当該予算編成要領に基づき、それぞれ予算の見積に関する書類（以下「予算見積書」という。）を作成し、理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の予算見積書の提出を受けたときは、その内容を調査検討の上、予算及び収支計画を決定するものとする。

4 理事長は、決定した予算を別に定める予算科目に区分して経理責任者に通知する。

(予算の変更)

第11条 理事長は、当初予算を変更する必要があるときは、予算を変更することができる。

2 理事長は、定款第13条第3号の規定にかかわらず、軽微又は緊急を要するときは、理事会の議を経ずに予算の補正を行うことができる。この場合においては、次の理事会に報告しなければならない。

3 前2項に規定する場合において、京都市運営費負担金等に係る予算の変更があるときは、事前に京都市に協議するものとする。

(予算の執行)

第12条 経理責任者は、第10条第4項に規定する予算科目により予算を執行しなければならない。

2 経理責任者は、予算差引簿によって予算の執行状況を常に明らかにしておかなければならない。

(項又は目の流用)

第13条 経理単位における支出予算の各項の金額は、各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 経理責任者は、前項の流用を必要とするときは、予算流用計算書を作成し、理事長の決定を受けなければならない。

3 前2項の規定は、目の経費の金額の流用についてこれを準用する。

(節の流用)

第14条 経理責任者は、支出予算の各節の経費の金額を各節の間において相互に流用することができる。この場合においては、理事長に報告するものとする。

第4章 金銭等の出納

(金銭及び有価証券の定義)

第15条 この規程において「金銭」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 現金 通貨のほか、小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書その他随時に通貨と引き替えることができる証書
 - (2) 預金 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、譲渡性預金、郵便貯金及び金銭信託
- 2 この規程において「有価証券」とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他地方独立行政法人法施行規則第2条で定める有価証券をいう。

（取引金融機関）

- 第16条 理事長は、取引金融機関を指定し、経理単位ごとに預金口座を設けるものとする。ただし、京都市立京北病院と京都市京北介護老人保健施設については、同一の預金口座とすることができる。
- 2 前項の預金口座の名義人は、原則として理事長とする。
- 3 取引金融機関の預金口座を開設し、又は廃止しようとするときは、金融機関名及び口座種別並びにその事由を明記して、理事長の承認を受けなければならない。

（収納）

- 第17条 法人の収入となるべき金額を収納しようとするときは、債務者に対する書面による債権の請求により、これを行うものとする。
- 2 前項の書面を請求書といい、諸求書には、債権の性格に応じ、債務者の表示、債務額、納期限等の必要な事項を記載するものとする。
- 3 収納に当たっては、現金額の確認、金融機関の発行する正当な書類の確認、クレジットカードの所定の手続の終了の確認その他の確な方法により、これを確認しなければならない。

（現金の取扱い）

- 第18条 現金を収納したときは、すべて第16条第1項に規定する預金口座に預け入れなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、経理責任者及びあらかじめ経理責任者が定める経理担当者は、次の各号に掲げるときは、手許に現金を保有することができる。
- (1) 業務上支出が必要な経費のための現金（以下「小口現金」という。）を保有するとき。
 - (2) 第22条第1項ただし書の規定により現金による支払を行う必要があるとき。
 - (3) 患者一部負担金等の受領のために必要な釣銭を保有するとき。
 - (4) 患者一部負担金等の過収納を返還しようとするとき。
- 3 小口現金の取扱いについては、別に定める。

（領収書の交付）

- 第19条 現金又はクレジットカードによる収納を行ったときは、領収書（クレジットカードによる収納を行ったときは、その旨の記載のあるもの）を交付しなければならない。
- 2 振込又は口座振替によって入金されたときは、領収書の発行を省略することができる。
- 3 領収書の発行及びその管理は、厳正に行うものとする。

(督促)

第20条 経理責任者は、債務者が納期限までに納入すべき金額を納入しないときは、当該債務者に対して納入を督促し、納入の確保を図らなければならない。

2 前項の規定により納入の確保に努めたにもかかわらず、債務者が納入しないときは、その納入のために必要な措置を講じなければならない。

(不良債権の処理)

第21条 経理責任者は、別に定める場合に限り、理事長の承認を得てこれを不良債権として、貸倒損失の処理をすることができる。

(支払)

第22条 支払は、口座振込（自動引落とし及びファームバンキングによる支払を含む。）により行うものとする。ただし、小口現金による支払その他取引上必要があるときは、現金により行うことができる。

2 支払に当たっては、相手先から領収書その他の証拠書類を徴さなければならない。ただし、口座振込その他金融機関を通じて支払を行うときは、当該金融機関の発行する振込通知書その他正当な書類をもってこれに代えることができる。

3 経費の性質上必要があるときは、別に定めるところにより、仮払、前払又は部分払をすることができる。

(立替払)

第23条 業務上やむを得ない場合において、応急その他の理由により正規の支払手続ができないため立替払をした者は、その理由を明記し、証拠書類を添えて当該立替金を請求することができる。

(預り金及び有価証券の取扱)

第24条 第20条及び第22条の規定は、法人の収入又は支出とならない預り金及び有価証券の受払について準用する。この場合において、必要があるときは、領収書に代えて預り証を発行するものとする。

(金銭の照合)

第25条 現金の手許有高については毎日、預金の実在高については毎月末に、金銭出納簿の残高と照合しなければならない。

2 預金の実在高については、半期に1回、取引金融機関が発行する預金残高を証明できる書類により金銭出納簿の残高と照合しなければならない。

(金銭の過不足)

第26条 金銭に過不足を生じたときは、速やかにその原因を調査して、経理責任者に報告しなければならない。

2 経理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに必要な措置を講じな

なければならない。

第5章 資金

(資金管理)

第27条 理事長は、毎事業年度開始前に資金計画を作成するものとする。

(資金調達及び運用)

第28条 理事長は、長期借入については、資金計画に基づき行うものとする。

2 余裕金は、業務の執行に支障のない範囲内で安全かつ有利な方法で運用するものとする。

第6章 資産

(資産の区分)

第29条 資産は、固定資産及び流動資産に区分する。

2 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産とし、次の各号に定めるものとする。

(1) 有形固定資産 建物、構築物、機械装置、車両、工具器具備品及び放射性同位元素その他これらに準ずるもので取得価額が20万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの、土地、建設仮勘定その他これらに準ずるもの

(2) 無形固定資産 特許権、ソフトウェアその他減価償却を行うもので取得価額が20万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの、借地権、電話加入権その他減価償却を行わないもの

(3) 投資その他の資産 投資有価証券、長期性預金その他これらに準ずるもの

3 流動資産は、現金及び預金、有価証券、たな卸資産、未収金その他これらに準ずるものとする。

(固定資産の取得価額)

第30条 固定資産の取得価額は、次の各号に定めるところによる。ただし、無形固定資産については、有償取得の場合に限り、その対価をもって取得価額とする。

(1) 新規に取得するもの 購入代価、製作費又は建設費に当該資産を事業の用に供するために通常必要となる費用を加算した価額

(2) 交換により取得するもの 譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額

(3) 寄附、譲渡等による取得 それぞれの資産を適正に評価した価額

(4) 地方公共団体から現物出資を受けるもの 法第6条第4項の規定により地方公共団体が評価した価額

(固定資産の減価償却)

第31条 有形固定資産についてはその耐用年数にわたり、無形固定資産についてはその資産の有効期間にわたり、定額法により減価償却を行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、固定資産の減価償却については、別に定める。
- 3 固定資産については、所定の減損に関する処理を行うものとする。

(固定資産の取得、管理及び処分)

第32条 固定資産の取得、管理及び処分に必要な事項は、別に定める。

(たな卸資産の範囲)

第33条 たな卸資産は、医薬品、診療材料及び貯蔵品とする。

(たな卸資産の評価方法)

第34条 たな卸資産の評価方法は、先入先出法によるものとする。

(たな卸資産の管理)

第35条 前2条に定めるもののほか、たな卸資産の管理については、別に定める。

第7章 負債及び資本

(負債の区分)

第36条 負債は、固定負債及び流動負債に区分する。

- 2 固定負債は、資産見返負債、長期借入金、退職給付引当金その他これらに準ずるものとする。
- 3 流動負債は、運営費負担金債務、短期借入金、未払金、預り金その他これらに準ずるものとする。

(資本の区分)

第37条 資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金又は繰越欠損金に区分する。

- 2 資本金は、法第6条に規定する地方公共団体出資金並びに法第67条及び第87条に規定する設立団体出資金とする。
- 3 資本剰余金は、資本金及び利益剰余金以外の資本であつて、贈与資本及び評価替資本を含むものとする。
- 4 利益剰余金又は繰越欠損金は、法第40条第1項の積立金、同条第4項に規定する繰越積立金、同条第3項に規定する中期計画で定める使途に充てるために使途ごとに適当な名称を付した積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失とする。

第8章 契約

(契約の方法)

第38条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、別に定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

- 3 一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に付する場合においては、別に定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、法人の支出の原因となる契約については、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 競争入札に参加しようとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結に関し必要な事項は、別に定める。

(契約の期間)

第39条 契約の期間は、1年以内の期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その契約の性格上、複数年度にまたがった契約期間とすることが適当なものとして別に定める契約については、複数年の契約とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借り受ける契約その他別に定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

(入札保証金)

第40条 競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者に別に定める率又は額の入札保証金を納めさせるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入札保証金は、別に定めるところにより免除することができる。

(契約保証金)

第41条 法人と契約を締結する者に別に定める率又は額の契約保証金を納めさせるものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付について準用する。

(保証金の帰属)

第42条 競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は、法人に帰属するものとする。

- 2 契約の相手方に契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者の納付に係る契約保証金は、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(契約書の作成)

第43条 契約を締結しようとするときは、別に定める事項を記載した契約書又は契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供され

るものをいう。以下同じ。)を作成しなければならない。ただし、別に定めるところにより契約書(契約内容を記録した電磁的記録を含む。)の作成を省略できるものについては、この限りでない。

- 2 契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、理事長が契約の相手方とともに契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をしなければ、当該契約は確定しないものとする。

(工事等の設計・積算等)

第44条 理事長は、工事又は製造その他についての請負契約を締結するに当たり、特に必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に技術的援助を求めることができる。

- 2 理事長は、前項に規定する請負契約を締結するに当たり、必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に委託して設計若しくは積算又は入札事務を行わせることができる。

(監督及び検査)

第45条 工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結したときは、理事長又はその指定する職員は、別に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするために必要な監督又は検査を行うものとする。

- 2 理事長は、前項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じた場合において、取替え、補修その他必要な措置を講じる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。
- 3 理事長は、特に必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に第1項の監督及び検査に際し技術的援助を求めることができる。
- 4 理事長は、特に必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に第1項の監督及び検査を委託して行わせることができる。

第9章 決算

(月次決算)

第46条 経理責任者は、月次の財務状況を明らかにするため、残高試算表その他関係書類を作成し、毎月、理事長に提出しなければならない。

(年度決算)

第47条 経理責任者は、毎事業年度の終了後、速やかに決算のための必要な整理を行った上で、残高試算表その他関係書類を作成しなければならない。

(財務諸表等の作成)

第48条 経理責任者は、毎事業年度の終了後、前条に規定する書類を取りまとめたうえ

で、決算のための整理を行った後、次の各号に掲げる書類を作成するものとする。

- (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 純資産変動計算書
 - (4) キャッシュ・フロー計算書
 - (5) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
 - (6) 行政コスト計算書
 - (7) 附属明細書
- 2 経理責任者は、決算に併せて法人の決算報告書及び事業報告書を作成するものとする。
- 3 経理責任者は、前2項に規定する書類（以下「財務諸表等」という。）を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、財務諸表等を理事会の議を経て決定するものとする。
- 5 理事長は、前項の規定により決定した財務諸表等について、監事の監査を受けなければならない。
- 6 理事長は、財務諸表等に監事の意見を付し、毎年6月30日までに京都市長に提出しなければならない。

（セグメント情報の開示）

第49条 地方独立行政法人会計基準に定めるセグメント情報の開示は、第4条第2項の区分により行うものとする。

第10章 内部監査

第50条 理事長は、業務の適正かつ能率的な執行を図るとともに、会計処理の適正を期するため、その指名した役職員に内部監査を行わせるものとする。

- 2 内部監査の実施に必要な事項は、別に定める。

第11章 役職員の賠償責任

（会計上の義務と責任）

第51条 法人の役職員は、財務及び会計に関し適用される法令並びにこの規程に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。

- 2 法人の役職員は、善良な管理者の注意を怠り、又は故意若しくは重大な過失（現金にあっては過失）により前項の規定に違反して法人に損害を与えたときは、賠償責任を負う。

（賠償責任の決定）

第52条 理事長は、前条第2項に規定する事実を知ったときは、その者につき、賠償責任の有無を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により賠償責任があると認めたときは、その者に対して、賠償を請求するものとする。

(現金等の亡失又は損傷の報告)

第53条 法人の役職員は、法人の資産を亡失し、又は損傷したときは、直ちに現金等亡失(損傷)報告書により理事長に報告しなければならない。

第12章 雑則

第54条 この規程に定めるもののほか、財務及び会計に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法人の最初の事業年度については、第27条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「法人の設立後速やかに」とする。この場合において、資金計画は、地方独立行政法人京都市立病院機構理事会規程第4条第8号の規定にかかわらず、理事長が理事会の議を経ることなく作成し、その後最初に開催される理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月15日から施行する。